第三条の十八第三十六項を同条第四十三項とし、同条第三十五項中「第五条の二第十九項に規定する財務省令」を「第五条の二第二十一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第五条の二第十九項」を「第五条の二第二十一項」に改め、同項第二号中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に、「が適格外国証券投資信託」を「が適格外国証券投資信託等」に、「各適格外国証券投資信託」を「各適格外国証券投資信託等」に改め、同項第三号イ及びロ中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第五条の二第十一項に規定する非課税区分口座又は同条第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けている者が組合契約に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき支払を受ける場合には、特例対象組合又は当該特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びに当該特例対象組合又は当該特例対象信託の組合員等のうち同条第十一項に規定する非課税区分口座又は同条第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けている者の前号イ⑵に規定する利子の額の合計額、同号ロ⑵に規定する利子の額の合計額及び同号ロ⑶に規定する利子の額の合計額

第三条の十八第三十五項を同条第四十二項とし、同条第三十四項中「第三条第三十七項に規定する財務省令」を「第三条第三十八項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三条第三十七項」を「第三条第三十八項」に、「第五条の二第五項第八号」を「第五条の二第七項第八号」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十三項中「第三条第三十六項」を「第三条第三十七項」に、「第二十五項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十二項中「第三条第二十八項」を「第三条第二十九項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十六項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十一項中「第三条第三十五項」を「第三条第三十七項」に、「第二十五項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十項中「第三条第三十四項」を「第三条第三十五項」に、「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十九項中「第三条第三十一項に」を「第三条第三十二項に」に改め、同項第一号中「第三条第三十一項」を「第三条第三十二項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十八項中「第三条第二十九項」を「第三条第三十項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十五項」に、「が適格外国証券投資信託」を「各適格外国証券投資信託等」に改め、「ごとに」の下に「、組合等届出書又は異動届出書及び同条第四項第一号に規定する組合契約書等の写しに係る非課税適用申告書等の写しにあつては特例対象組合又は特例対象信託ごとに」を加え、同項を同条第三十七項とし、同条第二十九項中「第三条第三十一項に」を「第三条第三十二項に」に改め、同項第一号中「第三条第三十一項」を「第三条第三十二項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十八項中「第三条第二十九項」を「第三条第三十項」に、「が適格外国証券投資信託」を「各適格外国証券投資信託等」に改め、「所在地」の下に「（以下この項において「記載事項」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該非課税適用申告書を提出した者が組合契約に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき支払を受ける場合にあつては、当該記載事項並びに同条第三十五項の規定により作成した組合等届出書の写し（これに準ずるものを含む。）に記載された特例対象組合又は当該特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びにその者の損益分配割合（異動届出書が提出された場合にあつては、同項の規定により作成した異動届出書の写し（これに準ずるものを含む。）に記載された当該特例対象組合又は当該特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びにその者の損益分配割合）とする。

第三条の十八第二十八項を同条第三十五項とし、同条第二十七項中「第五条の二第十六項」を「第五条の二第十八項」に改め、同項第一号中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に、「が適格外国証券投資信託」を「が適格外国証券投資信託等」に、「各適格外国証券投資信託」を「各適格外国証券投資信託等」に改め、同項第二号中「第五条の二第十九項」を「第五条の二第二十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第五条の二第十一項に規定する非課税区分口座又は同条第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けようとする者が組合契約に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき支払を受ける場合には、特例対象組合又は当該特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びにこれらの非課税区分口座の設定を受けようとする者の損益分配割合

第三条の十八第二十七項を同条第三十四項とし、同条第二十六項中「第三条第二十七項」を「第三条第二十八項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十五項中「第三条第二十七項」を「第三条第二十八項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十四項中「第三条第二十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十三項中「第五条の二第九項に規定する非課税区分口座又は同条第十項」を「第五条の二第十一項に規定する非課税区分口座又は同条第十二項」に改め、同項第一号中「第五条の二第十四項」を「第五条の二第十六項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同項第二号中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十二項中「第五条の二第十四項及び第十五項」を「第五条の二第十六項及び第十七項に」に改め、同項第一号中「第三十六項」を「第四十三項」に、「が適格外国証券投資信託」を「各適格外国証券投資信託等」に、「各適格外国証券投資信託等」に改め、同項第二号中「第五条の二第十四項及び第十五項」を「第五条の二第十六項及び第十七項」に、「法第五条の二第十二項に規定する」を「その者の氏名若しくは名称又は住所等の」に改め、同項第五号中「第五条の二第二十一項又は第二十二項」を「第五条の二第二十三項又は第二十四項」に、「第四十項第一号」を「第四十七項第一号」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　当該非課税適用申告書を提出した者が組合契約に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき支払を受ける場合には、特例対象組合又は当該特例対象信託の名称及び事務所等所在地、当該特例対象組合又は当該特例対象信託の業務執行者等の氏名又は名称及び住所等並びに当該非課税適用申告書を提出した者の損益分配割合（これらの事項に変更があつた場合には、当該変更後のこれらの事項（当該損益分配割合に変更があつた場合には、当該変更の効力が生ずる日を含む。）

第三条の十八第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第五条の二第十二項に規定する申告書」を「第五条の二第十四項に規定する申告書」に、「第二十八項及び第三十七項」を「第三十五項及び第三十七項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

27　法第五条の二第十四項に規定する届出書（以下この条において「異動届出書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特例対象組合又は特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びに当該異動届出書を提出する当該特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等の氏名又は名称及び住所等

二　前号に規定する特例対象組合又は特例対象信託の変更前の名称又は事務所等所在地及び変更後の名称又は事務所等所在地

三　第一号に規定する特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等の変更前の氏名若しくは名称又は住所等及び変更後の氏名若しくは名称又は住所等（当該特例対象組合又は特例対象信託につき業務執行者等の変更があつた場合にあつては、当該特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等であつた者の氏名又は名称及び住所等並びに新たに当該特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等となつた者の氏名又は名称及び住所等）

四　第九項第三号に掲げる事項の変更前及び変更後の第一号に規定する特例対象組合又は特例対象信託の組合員等の各人別の氏名又は名称及び住所等、非課税適用申告書の提出の有無並びに第十項に規定する損益分配割合（以下この条において「損益分配割合」という。）（当該損益分配割合に変更があつた場合には、当該損益分配割合の変更の効力が生ずる日を含む。）